

おくやみガイド

ご遺族の方に必要なお手続きについて、
ご案内いたします。



寒川町

町民部 町民窓口課

ご遺族のみなさま

このたびのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、さまざまな手続きが必要となりご負担となっているかと存じます。

町では、少しでもわかりやすく、それらの手続きを進めていただけるよう「おくやみガイド」を作成いたしました。ご活用いただければ幸いです。

また、役場での手続きをワンストップで行える「おくやみコーナー」を開設しておりますので、どうぞご利用ください。

故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

寒 川 町

目次

- 1. おくやみコーナーご利用の流れ……………P. 3
- 2. 役場案内図……………P. 4
- 3. 死亡届に伴う諸手続きのご案内（役場）……………P. 5
- 4. 死亡届に伴う諸手続きのご案内（役場以外）……………P.12
- 5. 困ったときの相談窓口……………P.16
- 6. 委任状のご案内……………P.17

1. おくやみコーナーご利用の流れ

① まずは、お電話でご相談ください。

電話 0467-74-1111 内線 176

- ・ 受付時間は、平日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時になります。正午から午後1時までは受付が行えません。
- ・ 亡くなられた方のお名前、ご住所、またお手続きをされる方のお名前、ご住所、故人とのご関係、電話番号等をお伝えください。
- ・ お手続きする日時をお伺いします。
月曜日から金曜日（祝日除く）の午前9時からまたは午後2時からになります。

② 予約日の前々日に、持ち物のお電話をいたします。

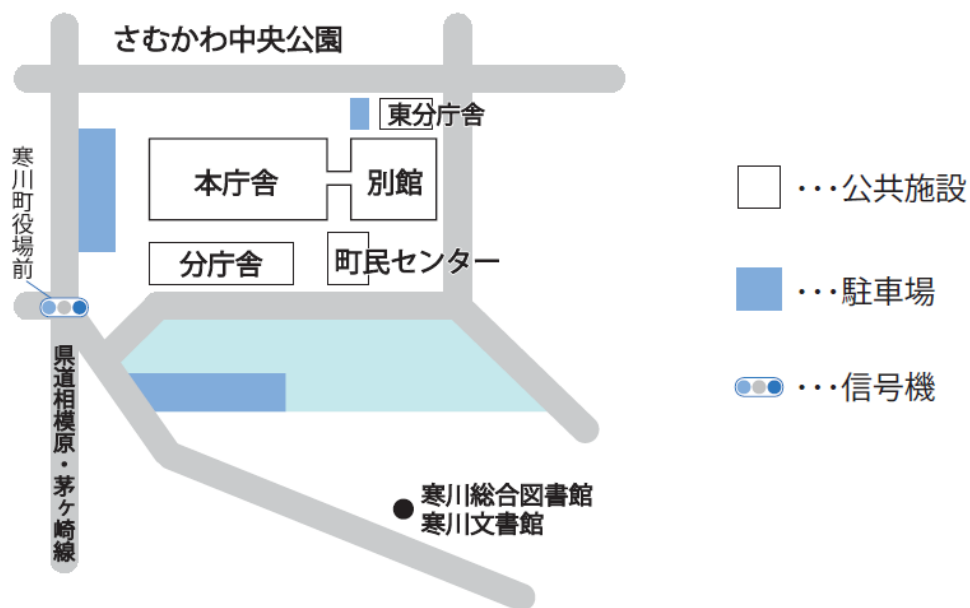
予約時にお伺いした電話番号へ、お手続き当日の持ち物等のご案内をいたします。

③ おくやみコーナーにお越しください。

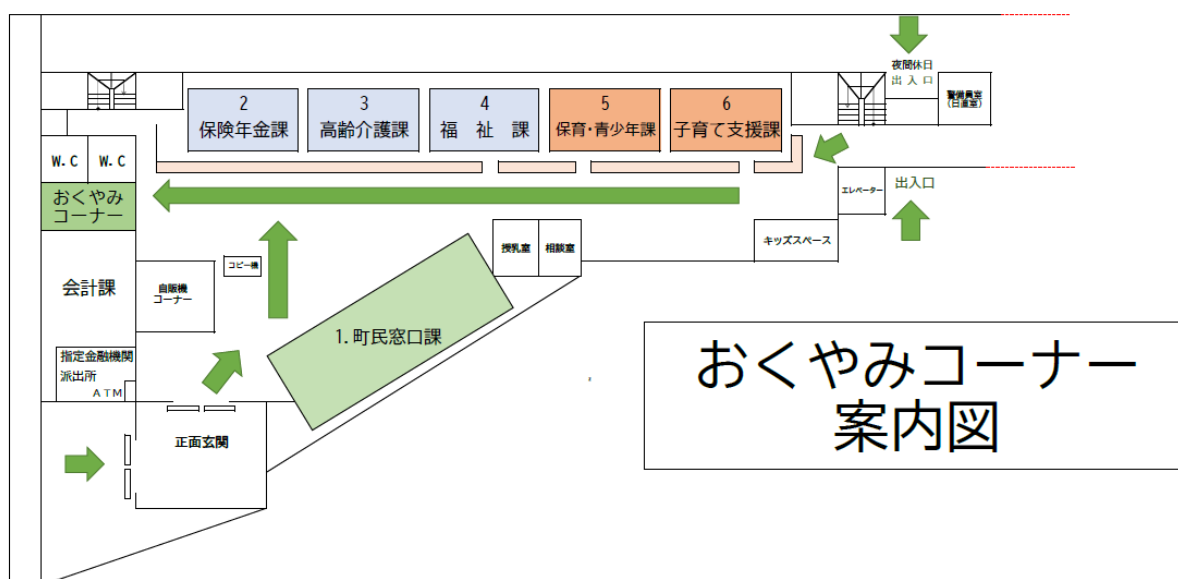
- ・ お手続きする方のご本人確認をさせていただきます。
 - ・ お手続きは、担当課の職員が必要なお手続きについてご案内いたします。
- なお、場合により後日お手続きが必要になる事がありますので、ご了承ください。

2. 役場案内図

役場までの案内図



役場内の案内図



3. 死亡届に伴う諸手続きのご案内 (役場内)

該当する場合のみ手続きが必要となります。 下線は故人のものです。

町民窓口課 総合窓口担当 本庁舎1階 1番窓口 内線175

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
世帯主の変更 (3人以上の世帯で、世帯主が亡くなられた場合)	自動で近親者の方が世帯主に設定されますが、その他の方を新しい世帯主としたい場合のみ手続きが必要です。 ＜例＞ 旧世帯主 新世帯主 夫 ⇒ 妻 父または母 ⇒ 子の中の年長者	☐ 本人確認書類(注1) ☐ 委任状 (別世帯の方が手続きする場合)	☐ なし ☐ 手続き済
マイナンバーカード	マイナンバーカードは、相続等の手続きが終わり、不要になったら返納してください。	☐ <u>マイナンバーカード</u> ☐ 本人確認書類(注1)	☐ なし ☐ 手続き済
印鑑登録証 住民基本台帳カード	印鑑登録証、住民基本台帳カードをお持ちの場合は、返納してください。	☐ <u>印鑑登録証</u> ☐ <u>住民基本台帳カード</u> ☐ 本人確認書類(注1)	☐ なし ☐ 手続き済

保険年金課 年金担当 本庁舎1階 2番窓口 内線124

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
国民年金	＜年金受給者の場合＞ 未支給年金請求等の手続きが必要です。	☐ <u>マイナンバーカードまたは通知カード</u> ☐ <u>年金手帳・年金証書・基礎年金番号通知書</u> ☐ 振込先口座のわかるもの(通帳等) ☐ 本人確認書類(注1)	☐ なし ☐ 手続き済
	＜年金加入者の場合＞ 死亡一時金等が請求できる場合がありますので、お問い合わせください。	☐ <u>マイナンバーカードまたは通知カード</u> ☐ <u>年金手帳・基礎年金番号通知書</u> ☐ 振込先口座のわかるもの(通帳等) ☐ 本人確認書類(注1)	☐ なし ☐ 手続き済

年金に関する手続きは、日本年金機構藤沢年金事務所(P.12 参照)で行っていただきます。
(一部、町で手続きができる場合がございます。詳しくは担当までお尋ねください。)

保険年金課 国保・高齢者医療担当 本庁舎 1 階 2 番窓口 内線126・128

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
国民健康保険 後期高齢者医療	- 被保険者資格喪失の手続きが必要です。 - 国民健康保険被保険者証等を返却してください。 - 葬祭費の支給申請をしてください。 ※世帯主の方が亡くなった時は、別に手続きが必要な場合があります。	☐ <u>国民健康保険被保険者証等</u> ☐ 喪主の方がわかるもの （会葬礼状もしくは葬儀の領収書） ☐ 振込先口座のわかるもの（通帳等）	☐ なし ☐ 手続き済
	- 被保険者資格喪失の手続き、後期高齢者医療被保険者証を返却してください。 - 葬祭費の支給申請をしてください。	☐ <u>後期高齢者医療被保険者証等</u> ☐ 相続人及び喪主の認印 （注 2） ☐ 喪主の方がわかるもの （会葬礼状もしくは葬儀の領収書） ☐ 振込先口座のわかるもの（通帳等）	☐ なし ☐ 手続き済

高齢介護課 介護保険担当 本庁舎 1 階 3 番窓口 内線135・136

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
介護保険	- 被保険者資格喪失の手続きが必要です。 - 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は返却してください。 - 介護保険料の精算等の手続きが必要な場合があります。	☐ <u>介護保険被保険者証</u> ☐ <u>介護保険負担割合証</u> ☐ <u>介護保険負担限度額認定証</u> ☐ 相続人の認印（注 2） ☐ 振込先口座のわかるもの（通帳等）	☐ なし ☐ 手続き済

福祉課 障がい福祉担当 本庁舎 1 階 4 番窓口 内線143・144・145

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の返還手続きが必要です。	☐ <u>身体障害者手帳</u> ☐ <u>療育手帳</u> ☐ <u>精神障害者福祉手帳</u>	☐ なし ☐ 手続き済
重度障害者等医療費 助成制度医療証	医療証の返還手続きが必要です。	☐ <u>重度障害者等医療費 助成制度医療証</u>	☐ なし ☐ 手続き済
自立支援医療受給者証	受給者証の返還手続きが必要です。	☐ <u>自立支援医療受給者証</u>	☐ なし ☐ 手続き済

保育幼稚園課 保育幼稚園担当 本庁舎 1 階 5 番窓口 内線 153・154

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
保育所等手続き	世帯構成員が変更になった場合、変更の 手続きが必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済
	対象児童が亡くなった場合、保育所等退所の 手続きが必要です。また、入所申込済で 結果を持っている場合も、申込辞退の手続きが 必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済
幼稚園等手続き	世帯構成員が変更になった場合、変更の 手続きが必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済
	対象児童が亡くなった場合、認定取消の 手続きが必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済
幼稚園・保育所等の 給付認定者の変更	給付認定者が亡くなった場合、変更の 手続きが必要です。	☐ <u>新給付認定者の本人確認 書類^(注1)</u> ☐ 振込先口座のわかるもの(通帳等) ☐ 新給付認定者のマイナンバー がわかるもの	☐ なし ☐ 手続き済

子育て支援課 子ども家庭担当 本庁舎 1 階 6 番窓口 内線161

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
小児医療費助成	児童の健康保険証に変更があった場合、変更の手続きが必要です。	☐ 変更後の健康保険証	☐ なし ☐ 手続き済
	対象児童が亡くなった場合、医療証を返却し、資格喪失の手続きが必要です。	☐ <u>小児医療証</u>	☐ なし ☐ 手続き済
児童手当	受給者が亡くなった場合、受給者変更の手続きが必要です。 ※亡くなった日の翌日から 15 日以内	☐ 対象児童の振込先口座のわかるもの(通帳等) ☐ 新受給者の健康保険証 ☐ 振込先口座のわかるもの(通帳等)	☐ なし ☐ 手続き済
	対象児童が亡くなった場合、額改定または資格喪失の手続きが必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済
特別児童扶養手当 児童扶養手当	受給者が亡くなった場合、受給者変更の手続きが必要です。	☐ 新受給者と対象児童が記載された戸籍謄本 ☐ 対象児童の振込先口座のわかるもの(通帳等)	☐ なし ☐ 手続き済
	対象児童が亡くなった場合、額改定または資格喪失の手続きが必要です。	☐ <u>受給者証</u>	☐ なし ☐ 手続き済
ひとり親家庭等 医療費助成	- 受給者が亡くなった場合、受給者変更の手続きが必要です。 - 対象児童が亡くなった場合、減人または資格喪失の手続きが必要です。	☐ <u>医療証</u> ☐ 新受給者と対象児童の健康保険証	☐ なし ☐ 手続き済

道路課 管理担当 本庁舎 3 階 24番窓口 内線312

主な手続き	主な手続き	主な手続き	主な手続き
水路占有者の 名義変更	水路占有者が亡くなった場合、変更手続きが必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済
道路占有者の 名義変更	道路占有者が亡くなった場合、変更手続きが必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済

都市計画課 都市計画・開発指導担当 本庁舎 3 階 25番窓口 内線322

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
被相続人が住んでいた 住居が空き家となる場合	空き家の管理に係るご説明と空き家を売買 する場合に適用できる譲渡所得特別控除 制度をご案内します。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済

農業委員会事務局 総務担当 別館 2 階 2 1 番窓口 内線 7 5 3

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
農地の相続	農地の所有者が亡くなり、相続により 農地の権利を取得した方は、農地法に よる届出が必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済

環境課 資源廃棄物担当 東分庁舎 1 階 1番窓口 内線436

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
汲み取りトイレの利用者	変更または廃止の届出が必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済

環境課 環境保全担当 東分庁舎 1 階 1番窓口 内線435

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
犬の飼い主の変更	飼い主が亡くなった場合、30日以内に 飼い主変更の手続きが必要です。	☐ 愛犬手帳 (所有している方)	☐ なし ☐ 手続き済

税務収納課 収納担当 東分庁舎 1 階 2 番窓口 内線414

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
固定資産税	相続人であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに相続登記ができない場合は、現所有者の申告が必要です。	☐ 相続人全員の認印(注2)	☐ なし ☐ 手続き済
町民税(個人)	相続人は、被相続人の納税義務を継承しますので、賦課徴収及び還付に関する書類を受領する相続人代表者の届出が必要です。	☐ 相続人全員の認印(注2)	☐ なし ☐ 手続き済
固定資産税 都市計画税 軽自動車税	町県民税等の口座振替を利用されていた場合、口座変更等の手続きが必要です。	☐ 納税義務者の認印(注2) ☐ 口座振替をやめる場合 →振替口座の届出印 ☐ 振替口座を変える場合 →希望する口座の届出印	☐ なし ☐ 手続き済

税務収納課 町民税担当 東分庁舎 1 階 2 番窓口 内線423

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
原動機付自転車 (50cc～125cc) ミニカー	所有者が亡くなり、その後使用しない場合、廃車の手続きが必要です。 ※亡くなった日から 15 日以内	☐ <u>標識(ナンバープレート)</u> ☐ <u>標識交付証明書</u> ☐ 届出人の本人確認書類(注1)	☐ なし ☐ 手続き済
小型特殊自動車	所有者が亡くなり、別の方が所有する場合、名義変更の手続きが必要です。	☐ <u>標識交付証明書</u> ☐ 届出人の本人確認書類(注1)	☐ なし ☐ 手続き済

教育政策課 教育政策担当 分庁舎2階 4番窓口 内線511

主な手続き	手続き内容	必要なもの	確認欄
奨学金を受けている方	ご遺族又は連帯保証人の方は、手続きが必要です。	☐ 認印(注2) ☐ 死亡の事実が分かる書類 (戸籍抄本等)	☐ なし ☐ 手続き済
就学援助の申請者	就学援助申請者が亡くなった場合、変更の手続きが必要です。	☐ なし	☐ なし ☐ 手続き済

◎手続き内容により、一度のご来庁で終わらないことがあります。

(注1) 本人確認書類

窓口に来られる方の本人確認書類になります。

① 1点で確認できる書類

例：運転免許証、マイナンバーカード、旅券、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、住民基本台帳カード（写真付き）など

② 2点必要な書類

発行元が官公署で「氏名＋住所」または「氏名＋生年月日」が記載された書類

例：健康保険証、介護保険証、医療費受給者証、年金手帳、児童手当証書、生活保護受給者証書、母子健康手帳 など

または、「氏名＋住所」または「氏名＋生年月日」が記載された学生証、社員証 など

記載されている情報が住民票の最新の情報と一致ないと、本人確認書類として使用できません。

(注2) 認印 スタンプ印ではなく、朱肉を使用するものに限ります。

4. 死亡届に伴う諸手続きのご案内（役場以外）

役場以外のお手続きについて、できる限りご案内いたします。

該当する場合のみお手続きが必要になります。

○ 国・県などの公的機関

主な手続きの種類	手続きの内容	問合せ先	確認欄
厚生年金（国民年金との併用も含む）を受給されている方	未支給年金の請求や遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	日本年金機構藤沢年金事務所 藤沢市藤沢 1018 電話 0466-50-1151 予約受付専用電話（日本年金機構） 電話 0570-05-4890	☐ なし 手続き日 ／
厚生年金（国民年金加入中の方も含む）に加入中の方	遺族厚生年金の請求できる場合があります。		☐ なし 手続き日 ／
老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受給されている方	未支給年金の請求ができる場合があります。		☐ なし 手続き日 ／
共済年金を受給されている方	未支給年金の請求や遺族厚生年金の請求ができる場合があります。	加入している共済組合の担当者	☐ なし 手続き日 ／
共済年金に加入中の方	遺族厚生年金の請求ができる場合があります。		☐ なし 手続き日 ／
普通自動車 125cc 超バイク	名義変更又は廃車の手続きがあります。	湘南自動車検査登録事務所 平塚市東豊田字道下 369 番地 10 電話 050-5540-2038	☐ なし 手続き日 ／
軽自動車四輪	名義変更又は廃車の手続きがあります。	軽自動車検査協会神奈川事務所 湘南支所 平塚市東豊田字道下 369 番地 13 電話 050-3816-3119	☐ なし 手続き日 ／
所得税・相続税などの 国税関係 (納税額または算出税額の出る方)	相続を知った日から4カ月以内に 所得税の準確定申告、10カ月以内に 相続税申告とその納税	藤沢税務署 藤沢市朝日町1番地の11 電話 0466-22-2141	☐ なし 手続き日 ／

主な手続きの種類	手続きの内容	問合せ先	確認欄
パスポート	返納手続きを行ってください。	湘南パスポートセンター 藤沢市辻堂神台 2-2-1 電話 0466-31-2300	☐ なし 手続き日 ／
運転免許証	返納手続きを行ってください。	茅ヶ崎警察署 茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-4-16 電話 0467-82-0110	☐ なし 手続き日 ／
特定疾患の医療証	返納手続きを行ってください。	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7 電話 0467-38-3315 保健予防課	☐ なし 手続き日 ／
上下水道料金	水道料金名義人の方が亡くなられた場合、お手続きが必要です。	神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所 茅ヶ崎市本村 4-5-22 電話 0467-52-6151	☐ なし 手続き日 ／
雇用保険（失業保険）	亡くなった前日までの失業等給付を請求できることがあります。	ハローワーク藤沢 藤沢市朝日町 5-12(藤沢労働総合庁舎内) 電話 0466-23-8609	☐ なし 手続き日 ／
不動産の相続移転登記	土地や家屋等を所有の方が亡くなった場合は、お手続きが必要です。	横浜地方法務局湘南支局 藤沢市辻堂神台 2-2-3 0466-35-4620	☐ なし 手続き日 ／
遺言書	亡くなった方が、遺言書を残されていた場合の検証・開封	横浜家庭裁判所 横浜市中区寿町 1-2 電話 045-345-3463	☐ なし 手続き日 ／
相続放棄	相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に被相続人の住所地の家庭裁判所に申し立てる必要があります。		☐ なし 手続き日 ／
外国籍の方	在留カード等をお持ちの方は、返納手続きがあります。	東京出入国在留管理局おだいば分室 東京都江東区青海 2-7-11 電話 03-3599-1068	☐ なし 手続き日 ／

○ その他

主な手続きの種類	手続きの内容	問合せ先	確認欄
社会保険	勤務先等の健康保険担当者にお問合せください。	勤務先等	☐ なし 手続日 ／
電気・ガス・電話	精算、名義変更又は解約のお手続きがあります。	各契約会社	☐ なし 手続日 ／
インターネット等	名義変更又は解約のお手続きがあります。	各契約会社	☐ なし 手続日 ／
クレジットカード	解約のお手続きがあります。	各契約会社	☐ なし 手続日 ／
NHK受信料	名義変更又は解約のお手続きがあります。	NHK横浜放送局 横浜市中区山下町 281 電話 045-212-2822	☐ なし 手続日 ／
生命保険等	死亡保険金の請求や入院給付金の請求などがあります。	加入している保険会社	☐ なし 手続日 ／
預貯金口座	口座の閉鎖や解約などのお手続きがあります。	口座を開設している金融機関	☐ なし 手続日 ／
新聞等定期購読	名義変更又は解約のお手続きがあります。	各契約会社	☐ なし 手続日 ／
各種会員証	返納又は脱退のお手続きがあります。	発行している団体等	☐ なし 手続日 ／
遺品の整理等	整理、処分される際にご相談ください。	町に登録している業者等	☐ なし 手続日 ／

各手続きに必要な書類の中には、戸籍謄本や住民票など役場で発行できるものもありますので、事前に提出先に確認したうえ、お越してください。

メモ



5. 困ったときの相談窓口

相談は無料ですので、町民窓口課 相談・人権担当へ電話または来庁し予約をしてください。

電話：0467-74-1111（内線 473・474）

場所：役場本庁舎 2 階 町民相談室

相談名	相談内容	相談員	相談日時
法律相談	相続・遺言・離婚・金銭 貸借・労働問題等、日 常生活の中の法律的問 題	弁護士	毎月第 1・2・3 水曜日（休日を除く） 午前 10 時 30 分～正午、午後 1 時～3 時 30 分（相談時間は 1 人 30 分） ①午前 10 時 30 分～11 時 00 分 ②午前 11 時 00 分～11 時 30 分 ③午前 11 時 30 分～正午 ④午後 1 時 00 分～1 時 30 分 ⑤午後 1 時 30 分～2 時 00 分 ⑥午後 2 時 00 分～2 時 30 分 ⑦午後 2 時 30 分～3 時 00 分 ⑧午後 3 時 00 分～3 時 30 分
司法書士相談	相続、贈与、売買など による登記手続き、 成年後見、遺言書の 作成など	司法書士	【寒川町】 毎月第 2 金曜日（休日を除く） 午後 1 時～4 時（相談時間は 1 人 30 分） ①午後 1 時 00 分～1 時 30 分 ②午後 1 時 30 分～2 時 00 分 ③午後 2 時 00 分～2 時 30 分 ④午後 2 時 30 分～3 時 00 分 ⑤午後 3 時 00 分～3 時 30 分 ⑥午後 3 時 30 分～4 時 00 分 【茅ヶ崎市】（茅ヶ崎市へ直接予約） ☎ 81-7129（直通）、82-1111（代表） 毎月第 2 火曜日午後 1 時～4 時
遺言書と 終活の相談 （行政書士相談）	官公署に提出する書類や 遺産分割協議書などの 書類作成に関するもの	行政書士	毎月第 3 金曜日（休日を除く） 午後 1 時～4 時 ①午後 1 時 00 分～1 時 30 分 ②午後 1 時 30 分～2 時 00 分 ③午後 2 時 00 分～2 時 30 分 ④午後 2 時 30 分～3 時 00 分 ⑤午後 3 時 00 分～3 時 30 分 ⑥午後 3 時 30 分～4 時 00 分

6. 委任状のご案内

ご遺族の方がお手続きをする際に、委任状が必要になる場合があります。

参考に委任状の様式を掲載しておりますが、任意の様式でも構いません。

必ず、委任者が記載し、委任者・代理人とも、住所・氏名・生年月日の記載及び委任内容・委任日を記載してください。なお、自署でない場合は認印の押印をしてください。

【委任状が必要となる事例】

- ① 背景：亡くなった方の夫は他界。夫は仕事の都合で手続きが難しく、
自分が代理で手続きを行う。

実際に手続きする方：自分

亡くなった方：夫の母 届け出等ができる方：夫

↓

委任者は夫、代理人は自分

添付書類：夫婦の戸籍謄本、夫の両親の戸籍謄本

- ② 背景：亡くなった方の両親は他界しており、独身。
子もいない。自分の夫が。亡くなった方からみた弟。

実際に手続きする方：自分

亡くなった方：夫の弟 届け出等ができる方：夫

↓

→委任者は弟、代理人は自分

添付資料：両親の除籍謄本、両親の改製原戸籍、弟夫婦の戸籍謄本

*事例ですので、個々の案件については、お問合せください。

委任状

寒川町長 様

年 月 日

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 大・昭・平・令 年 月 日

電 話 番 号 _____

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。
(委任する項目にレ点を付けて下さい)

- ☐住民票の写しの取得 ☐戸籍に関する証明書(謄本・抄本等)の取得
☐戸籍の附票の取得 ☐異動届の手続き(転入・転居・転出)に関する事
☐印鑑登録・廃止の手続きに関する事 ☐税証明の取得
☐その他 (_____)

(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

生 年 月 日 大・昭・平・令 年 月 日

電 話 番 号 _____

- ※ 窓口で、代理人の方の本人確認をします。必ず本人確認資料(免許証等)をお持ち下さい。なお、写真付きの身分証をお持ちでない場合、保険証や診察券などで2点確認させていただきます。
- ※ 委任者本人が自署してください。自署ができない場合は記名・押印でも構いません(スタンプ印は不可)。

おくやみガイド

令和2年10月1日（第1版）

令和5年6月1日（第2版）

-----発行-----

寒川町 町民部町民窓口課 総合窓口担当

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話0467-74-1111（代表）／FAX：0467-74-5613

メール：cyoumin@town.samukawa.kanagawa.jp